

西島松新市街地整備事業について

1. これまでの経緯について

○令和7年（2025年）

- 3月 「令和3年版恵庭市都市計画マスタープラン」改訂
※新たな市街地の検討（西島松地区、上山口地区、戸磯地区）
- 5月 「西島松地区事業推進連絡協議会」設立
- 7月 7日 北海道日本ハムファイターズがファーム施設の北海道移転を表明
- 9月16日 「恵庭市日本ハムファイターズ新ファーム施設誘致期成会」による署名
（約5万筆）を恵庭市長に提出

○令和8年（2026年）

- 5月22日 「西島松地区 新市街地整備に係る基本的な考え方（案）」議会報告
（経済建設常任委員会）
- 5月25日 恵庭市議会による「北海道日本ハムファイターズ新ファーム施設の恵庭市への誘致に関する要望書」を恵庭市長に提出
- 6月25日 西島松地区の用地取得等の取組について議会報告
（経済建設常任委員会）
- 7月 2日 ファーム施設移転候補地を恵庭市に内定
- 9月25日 恵庭市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテインメントの関係三者で基本協定を締結

2. 基本協定の締結について【参考資料：基本協定】

○協定締結日

令和8年（2026年）9月25日

○事業目的

恵庭市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテインメントの関係三者が相互に連携・協力し、（仮称）西島松新市街地整備用地に北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設を整備するとともに、住宅、商業・公園緑地等を含む当該用地の整備及び、管理運営を推進します。

○事業内容と役割分担

- ・恵庭市は、用地の整備、関連する公共施設等の整備を行います。
- ・関係三者は、隣接地を含むエリア一帯におけるまちづくりについて協議を進めます。
- ・関係三者は相互に協議の上、メインスタジアム、サブグラウンド、内野練習場、室内練習場、選手寮その他のファーム関連施設等（以下ファーム関連施設という）の整備を進め、恵庭市は財政的な支援を行います。
- ・ファーム関連施設の管理運営は、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテインメントが主体的に行うものとします。

○事業期間

供用開始日から30年間を基本とし、今後関係三者で別途協議のうえ決定します。

3. 市民説明会について

《日 時》

- ・恵み野地区（恵み野会館）：令和8年10月26日（月）（昼の部）14時00分～
（夜の部）18時00分～
- ・恵庭地区（恵庭商工会議所）：令和8年10月27日（火）（昼の部）14時00分～
（夜の部）18時00分～
- ・島松地区（島松公民館）：令和8年10月29日（木）（昼の部）14時00分～
（夜の部）18時00分～

4. 基本計画の策定について

○策定の目的

本市を取り巻く状況の変化に伴い改定した恵庭市都市計画マスタープラン（令和7年改定）や、第6期恵庭市総合計画（令和8～17年度）に基づく新市街地整備を検討していた西島松地区において、北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設の立地が決定しました。

こうした状況を踏まえて、まちづくりに関する上位計画および関連計画との整合を図りながら、北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設等を核とした新たな拠点の形成を図ることを目的としています。

○計画項目（案）

- ・西島松地区の基本条件の整理
- ・市民ニーズの把握
- ・まちづくりの基本方針
- ・開発ゾーニングの検討
- ・土地利用構想
- ・整備方針
- ・事業スケジュール

など

5. 事業実施状況について

○道路網の検討における地区の課題と方策【資料1】

課題

- ・J R 千歳線による東西地区の分断の解消
- ・市道南23号踏切による、踏切待ち自動車の滞留
- ・恵み野駅から本地区へのアクセス不足

方策

- ・本地区には団地環状通や道道島松千歳線が隣接しており交通分散が可能（右左折レーン設置の検討）
- ・南23号踏切の代替としての団地中央通整備によりJ R 東西分断を解消
- ・恵み野駅から本地区への自動車・歩行者アクセス向上の検討
- ・既存恵み野駅既設自由通路による歩行者東西アクセスが可能

○令和8年度（2026）の事業内容（予定）

- ・用地確定測量、埋蔵文化財発掘調査、建築物等の解体
- ・環境影響評価調査、地質調査、新市街地整備技術支援、都市計画道路予備設計
高圧鉄塔の移設調査、交通量推計委託業務
- ・基本協定の締結、基本計画の策定、実施協定の締結などに向けた協議
- ・市民説明の実施

6. 今後の取り組みについて

○行政手続きについて

「市街化区域の編入」「農業振興地域における農用地区域の変更」に係る都市計画手続き

○財政支援の考え方について

基本協定第2条第2項及び第5項に基づく財政負担

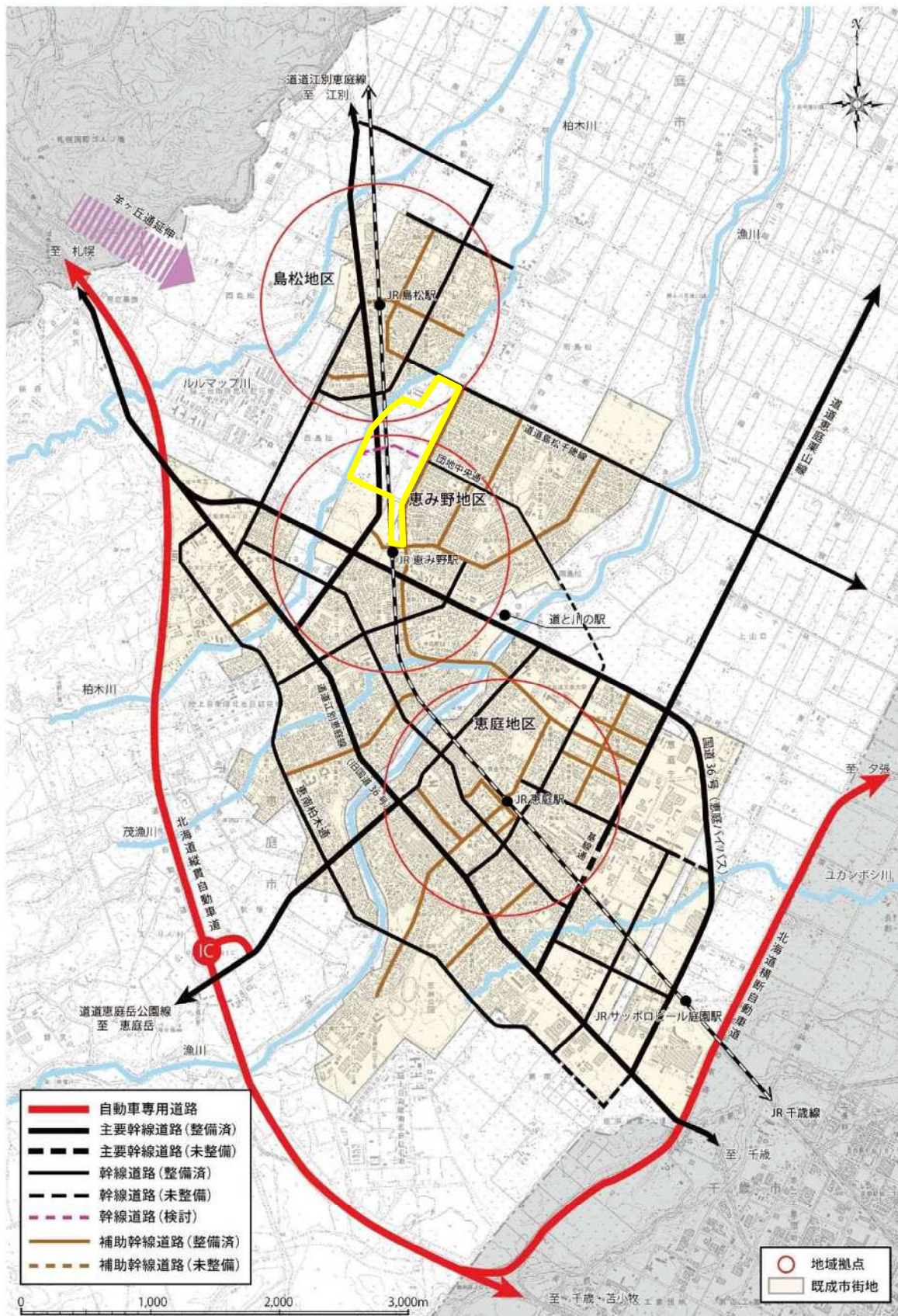


図 3-2 道路整備方針図